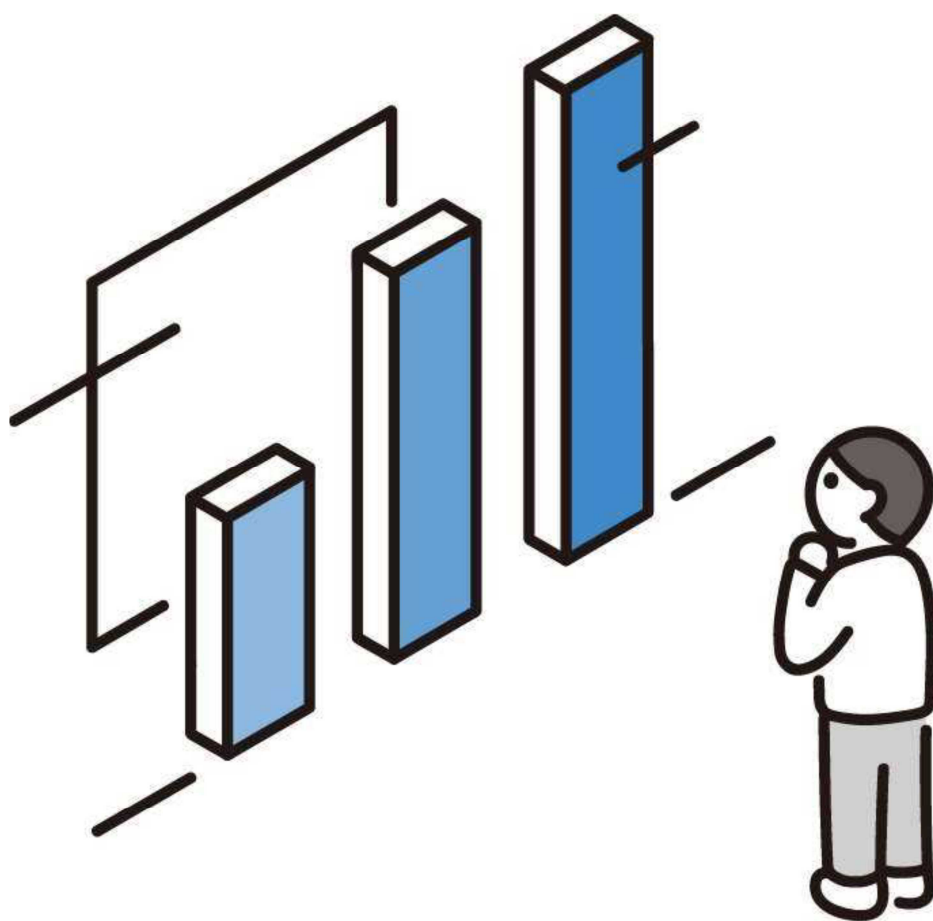


潟上市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

秋田県潟上市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 潟上市の過疎指定地域.....	1
(2) 潟上市の概況.....	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
②過疎の状況.....	2
③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要.....	3
(3) 人口及び産業の推移と動向.....	4
①人口の推移と動向、今後の見通し.....	4
②産業の推移と動向、今後の見通し.....	4
(4) 行財政の状況.....	7
①行財政の状況.....	7
②施設整備水準等の現況と動向.....	8
(5) 地域の持続的発展の基本方針.....	10
(6) 地域の持続的発展のための基本目標.....	12
(7) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	12
(8) 計画期間.....	12
(9) 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点.....	15
(2) その対策.....	15
(3) 計画.....	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	19
3. 産業の振興	20
(1) 現況と問題点.....	20
(2) その対策.....	21
(3) 計画.....	22
(4) 産業振興促進事業.....	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	28
4. 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	29
(3) 計画.....	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	32
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	40
6. 生活環境の整備	41

(1) 現況と問題点.....	41
(2) その対策.....	44
(3) 計画.....	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	51
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	52
(1) 現況と問題点.....	52
(2) その対策.....	53
(3) 計画.....	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	59
8. 医療の確保.....	60
(1) 現況と問題点.....	60
(2) その対策.....	60
(3) 計画.....	60
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	61
9. 教育の振興.....	62
(1) 現況と問題点.....	62
(2) その対策.....	63
(3) 計画.....	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	69
10. 集落の整備.....	70
(1) 現況と問題点.....	70
(2) その対策.....	70
(3) 計画.....	71
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	73
11. 地域文化の振興等.....	74
(1) 現況と問題点.....	74
(2) その対策.....	74
(3) 計画.....	74
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	76
12. 再生可能エネルギーの利用の推進.....	77
(1) 現況と問題点.....	77
(2) その対策.....	77
(3) 計画.....	77
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	78
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	79
(1) 現況と問題点.....	79
(2) その対策.....	79
(3) 計画.....	79
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	79
(再掲) 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	80

1. 基本的な事項

(1) 潟上市の過疎指定地域

昭和地域（旧昭和町）と飯田川地域（旧飯田川町）（令和3年4月1日告示）

(2) 潟上市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は井川町、南は秋田市、西は男鹿市、そして北は八郎湖を挟んで大潟村にそれぞれ接しています。

市域は東西に約 15 km、南北に約 10 km、総面積が 97.72 ㎢と秋田県内では最小の市となっています。

市の東部は南北に縦走する国道 7 号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央及び北部は秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がり、肥沃な穀倉地帯となっています。西部は秋田県内有数の 3 本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されています。

気候は、日本海型であり、秋田県内の中では比較的降雪が少ない地域です。寒い時期には最高気温が氷点下になる日もあります。

昭和地域（旧昭和町）と飯田川地域（旧飯田川町）は、本市の東部から北部にかけて位置し、その面積は 56.31 ㎢で、本市の約 58%を占めています。

イ 歴史的条件

本市は、ごみ処理の一部事務組合を構成していた天王町、昭和町、飯田川町が平成 17 年 3 月 22 日に新設合併し、誕生しました。

歴史上にこの地が登場するのは古代であり、最北の拠点として秋田城が設けられ、律令体制下で秋田郡方上郷を形成していました。その後、一つ一つの集落が形成されていったものの、村としての名前は中世末期の太閤検地によってようやく明確に登場しました。

明治に入り、秋田県、南秋田郡ができた後、明治 22 年には、旧来の村を合併した地方自治体として市町村制の施行（明治の大合併）により、天王村、大久保村、豊川村、飯田川村が誕生しました。その後、大久保村と豊川村、飯田川村の合併、分町、分村を経て、昭和 30 年代に平成の合併前の形となりました。

ウ 社会的、経済的条件

【交通】

本市は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備され、また秋田空港から車で30分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセス性が比較的高い地域です。さらに、鉄道については、JR奥羽本線とJR男鹿線の2路線、路線バスについては、秋田中央交通五城目線と追分線により県都秋田市と結ばれています。また、秋田市に隣接していることから市内一部地域では住宅開発が進むなど、ベッドタウンとしての特性を有しています。

地域の交通手段については、マイタウンバスが昭和地域及び飯田川地域（以下、「過疎地域」という。）を含む市内各所を結ぶ生活交通路線として運行されていますが、点在する集落全てをカバーすることはできないため、デマンド型乗合タクシーにより市民の足の確保に努めている状況です。

【産業】

本市は、広大な田園風景に代表される豊かな自然を併せ持ち、稲作、果樹栽培、花き栽培、漁業等を中心に発展してきましたが、第一次産業への就業者数は年々減少し、第三次産業への就業者数が増加しています。

農林水産業については、西に日本海、東に出羽丘陵から北に位置する八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がり、良質な米や、ヒラメ、わかさぎなどの魚介類を安定的に供給できる基盤が整っています。しかしながら、少子高齢化により担い手不足が進んでおり、法人化、新規就農者の確保・育成や農地の規模拡大、集積・集約化を推進するなど、地域農業等の維持・発展に努めているところです。

商業については、小規模事業者が多く、高齢化や後継者不足が進み、さらに大規模小売店舗の進出による消費人口の流出が続いていることから、店舗数、従業者数はともに減少傾向を示しています。

工業については、製造業を中心として事業所数は減少しているものの、工業団地等への誘致企業の進出により、従業者数や製造品出荷額は増加傾向にあります。

②過疎の状況

過疎地域の人口は、国勢調査の結果では、昭和55年の15,567人から令和2年には10,564人と32.1%減少しました。このうち、年少人口が73.4%、生産年齢人口が51.3%減少、一方で老年人口は175.9%増加しており、出生率の低下と高齢化の影響が顕著に表れています。高齢者の比率は今後も増加傾向が見込まれ、令和2年国勢調査時点で過疎地域の総人口に占める割合は、42.2%となっています。

令和3年「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の成立以前から、高齢化による農林水産業や商工業の低迷が続き、雇用の場の消失による若年層の都市部への流出等により過疎化は潜在的に進行していました。

平成17年の合併後は、両地域に地域審議会を設置するとともに、合併特例債などの合併による特例措置を活用しながら、産業の振興、地域コミュニティの活性化等

に取り組んでおり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」成立以降は、「潟上市過疎地域持続的発展計画」を策定し、過疎地域の指定を受けた地域において、活力のある地域づくりを目的とした移住・定住推進事業やブルーメッセあきたなどの観光関連施設の長寿命化事業、若年者等の雇用の確保を目的とした企業誘致や雇用奨励事業、他市町村や地域内の居住地域と産業活動地域、公共施設等を結ぶ地域間連絡道路としての役割を果たす幹線道路や地域住民が日常的に利用する生活道路、橋りょう等の整備、地域住民の移動手段の確保を目的とした、交通空白区域におけるデマンド型乗合タクシーの整備、災害から住民の生命及び財産を守り、住民が安心して暮らすことができるよう消防団の施設整備を行うなど、過疎地域の抱える各種課題を解決するための施策を展開してきましたが、過疎化、高齢化の進行に歯止めをかけることができていないのが現状です。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

過疎地域の産業構造は、全国的な傾向と同様に、農業を主とする第一次産業、建設業及び製造業を主とする第二次産業からサービス業を主とする第三次産業へシフトしています。昭和地域における昭和工業団地への企業立地、飯田川地域における大規模小売店舗の進出により新たな雇用が生まれているものの、人口流出を抑えるほどに十分なものではありません。

イ 地域の経済的な立地特性

過疎地域は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備されているほか、JR奥羽本線で秋田市まで20分程度、車で秋田空港まで30分程度で到達できる立地特性を有しています。

ウ 社会経済的発展の方向

過疎地域において、将来にわたり持続的に発展していくためには、深刻な課題となっている少子高齢化、人口減少、産業の衰退、雇用の縮小等を改善することが重要です。そのためには、総合計画や公共施設等総合管理計画等との整合性を図りつつ、子育てや教育の充実、産業構造や立地特性等を踏まえた企業立地の推進等に努めていく必要があります。また、それぞれの地域がもつ自然や歴史、文化を保全・活用しながら、観光振興や地域の活性化に努め、移住・定住や地域間交流の促進を図ることも求められています。

(3) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向、今後の見通し

国勢調査による本市の人口は（旧昭和町、旧飯田川町を含む）、昭和 55 年から平成 17 年まで増加が続いていましたが、平成 22 年から減少に転じました。増加の要因は、過疎地域に指定されていない天王地域の大幅な人口増加によるものですが、現在は、微減となっており、それに合わせ、市全体としても減少が続いている状況です。

年齢階層別に見ると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口のうち15歳から29歳までの若年者の人口減少が著しく、昭和55年から令和2年までに人数で8,181人減、減少率は54.8%となっています。

一方で、65歳以上の高齢者人口は、昭和55年の2,818人に対し、令和2年は11,218人と約4倍に増加しています。合わせて高齢化率も昭和55年の8.6%から令和2年には35.4%となっており、全国平均28.8%を上回っている状況です。

過疎地域の人口は、令和2年国勢調査において10,564人となっており、昭和55年の15,567人から40年間で32.1%減少しています。

年齢階層別に見ると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口のうち15歳から29歳までの若年者の人口減少が更に著しく、昭和55年から令和2年までに人数で4,862人減、減少率は73.1%となっています。

65歳以上の高齢者人口についても、昭和55年の1,617人から令和2年には4,461人となっており、高齢化率は42.2%となっています。

過疎地域の人口減少及び少子高齢化は、企業誘致等様々な施策を実施してきたものの、昭和55年から現在まで歯止めをかけることができず、今後も一層進んでいくものと考えられます。今後は、より一層の少子高齢化対策や若年者を含む移住・定住対策を推進していく必要があります。

②産業の推移と動向、今後の見通し

本市の令和2年国勢調査における第一次産業の就業人口は826人で比率が5.6%、第二次産業の就業人口は3,707人で比率が25.4%、第三次産業の就業人口は9,868人で比率が67.5%となっています。昭和35年以降、第一次産業及び第二次産業の就業人口及び比率は減少が続いており、第三次産業の就業人口及び比率は近年横ばい傾向にあるものの、概ね増加を続けています。なお、本市の産業別就業人口の内訳については、第一次産業は農業が91.3%、第二次産業は建設業と製造業がそれぞれ48.6%と51.1%、第三次産業は医療・福祉が24.4%、卸売小売業が25.7%、情報通信業等その他の業種が49.9%となっています。

過疎地域についても、令和2年国勢調査における第一次産業の就業人口は386人で比率が8.4%、第二次産業は1,152人で比率が25.0%、第三次産業は3,002人で比率が65.1%と、潟上市全体分と同様の傾向となっています。この傾向は、昨今の社会経済情

勢を鑑みれば、今後も続いていくものと予想されます。

第一次産業及び第二次産業の就業者の減少は、主たる就業者の高齢化による自然減や若年労働者の他産業への就業、景気低迷による業績不振等が主な要因と考えられます。第三次産業の増加要因としては、様々なサービス業等の立地が増加したことに加え、当該地域が隣接する秋田市へ容易にアクセスできる立地特性を有していること等が挙げられます。

このような現状の中で、当該地域においては、農地や自然環境の保全の観点からも今後も継続的に農林業の振興に努めるほか、地場産業の保護と育成、第二次産業だけでなく第三次産業も含めた企業の立地を図り、地域内における就業機会の増加及び人口流出の抑制を図る必要があります。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

【過疎地域】

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,567	人 14,562	% △6.5	人 13,441	% △7.7	人 11,698	% △13.0	人 10,564	% △9.7
0 歳～14 歳	3,234	2,501	△22.7	1,625	△35.0	1,041	△35.9	859	△17.5
15 歳～64 歳	10,716	9,851	△8.1	8,044	△18.3	6,339	△21.2	5,214	△17.7
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,415	2,452	△28.2	1,865	△23.9	1,271	△31.8	928	△27.0
65 歳以上 (b)	1,617	2,210	36.7	3,772	70.7	4,315	14.4	4,461	3.4
(a)/総数 若年者比率	% 21.9	% 16.8	—	% 13.9	—	% 10.9	—	% 8.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.4	% 15.2	—	% 28.1	—	% 36.9	—	% 42.2	—

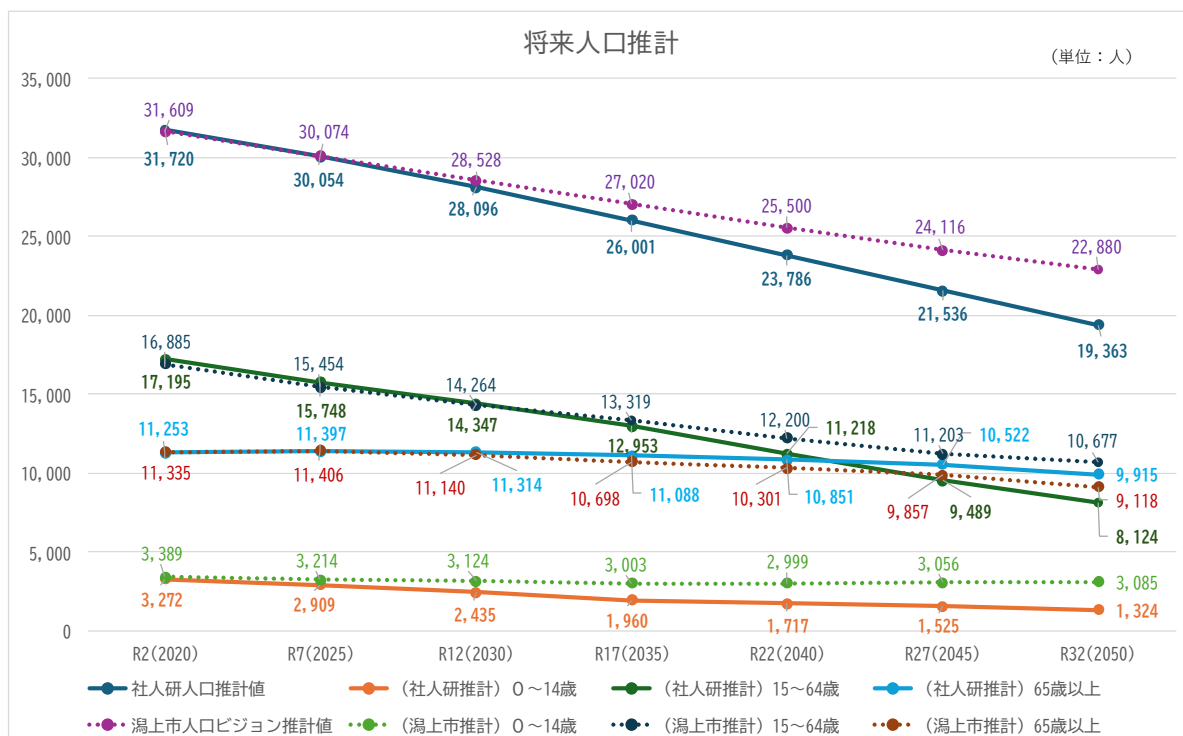
【潟上市全体】

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 32,895	人 33,470	% 1.7	人 35,814	% 7.0	人 33,083	% △7.6	人 31,720	% △4.1
0 歳～14 歳	7,553	6,371	△15.6	4,926	△22.7	3,720	△24.5	3,272	△12.0

15歳～64歳	22,517	22,838	1.4	22,854	0.1	18,997	△16.9	17,095	△10.0
うち 15歳～29歳(a)	7,366	5,922	△19.6	5,536	△6.5	3,937	△28.9	3,466	△12.0
65歳以上 (b)	2,818	4,261	51.2	8,034	88.5	10,340	28.7	11,218	8.5
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
	22.4	17.7		15.5		11.9		10.9	
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
	8.6	12.7		22.4		31.3		35.4	

※昭和55年分について、天王地区において年齢不詳7人。平成27年分について、過疎地域において年齢不詳3人、天王地区において23人。令和2年分について、過疎地域において年齢不詳30人、天王地区において105人。それぞれ総数には含むが、内訳からは除外している。

表 1-1(2) 人口の見通し



(4) 行財政の状況

①行財政の状況

本市はこれまで、総合計画に掲げる市の将来像の実現に向け、国・県からの補助金や地方債、基金などを積極的に活用し、財源の確保に努めながら、様々な事業に取り組んできました。

しかし、人口減少と人口構造の変化や地域経済の低迷等により、歳入の大幅な増収は見込めない状況にある一方で、少子高齢化社会の進行に伴う社会保障関連経費の増加や公共施設の老朽化による維持管理費の増加などにより、本市の財政は一層厳しい状況にあります。

こうした状況の中、総合計画を着実に実行するためには、限られた行政資源の有効活用を図り、本市を取り巻く様々な行政課題や市民ニーズに的確に対応し、円滑な行政運営に努めていくことが必要であることから、令和8年度から令和11年度までを実施期間とした第5次潟上市行政改革大綱を策定し、徹底した行政改革に取り組んでいくこととしています。

本市の財政状況については、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率が平成22年度で89.2%、平成27年度で90.1%、令和2年度で94.3%、令和6年度では99.7%となるなど、年々上昇傾向にあり、財政の硬直化が進行しています。中長期的な視点で見ると、人口減少や少子高齢化等の影響により税収増は見込めず、一方で社会保障費は年々増加することが見込まれています。

表 1-2(1) 市町村財政の状況 (単位：千円、%)

【潟上市全体】

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	14,874,456	16,945,528	21,770,991
一般財源	9,107,707	9,808,034	10,031,196
国庫支出金	1,945,829	1,858,952	6,077,599
都道府県支出金	801,217	912,845	1,046,361
地方債	1,779,300	2,246,200	2,139,566
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,240,403	2,119,497	2,476,269
歳出総額 B	14,022,883	16,021,727	20,775,397
義務的経費	6,630,223	7,120,840	7,182,610
投資的経費	1,951,535	2,462,877	2,893,355
うち普通建設事業	1,948,438	2,462,877	2,865,435

その他	5,441,125	6,438,010	10,699,432
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	851,573	923,801	995,594
翌年度へ繰越すべき 財源 D	196,353	81,730	67,122
実質収支 C-D	655,220	842,071	928,472
財政力指数	0.35	0.33	0.33
公債費負担比率	15.4	13.8	14.3
実質公債費比率	14.4	6.7	6.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.2	90.1	94.3
将来負担比率	79.6	57.6	66.0
地方債現在高	12,430,253	19,294,168	19,034,720

②施設整備水準等の現況と動向

過疎地域では、早くから人口減少、少子高齢化が進んできましたが、住民福祉と生活環境向上のための諸施策を積極的に実施し、市町村道の改良率及び舗装率、上水道普及率向上等に努めてきました。そのような継続的な取組もあり、平成 17 年の市町村合併により潟上市となってからも高い水準を維持しています。

今後は、これまで整備してきた様々な公共施設の老朽化に対応していく必要があります。これらの対応にあたっては、施設の設置目的、役割、効果等を十分に検証していくことが重要であり、総合計画や公共施設等総合管理計画等を踏まえながら地域の特性や利便性等に配慮した計画的な整備が求められます。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【一段目：市全体 二段目：昭和地域 三段目：飯田川地域】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	—	87.1	87.6
	31.6	70.1	—	—	—
舗 装 率 (%)	—	—	66.1	—	—
	41.5	85.5	—	—	—

		—	—	91.3	—	—	
農	道						
		延 長(m)	—	—	—	2,577	1,995
			29,227	5,368	—	—	—
		—	—	2,019	—	—	
	耕地 1ha 当たり農道延 長(m)	—	—	—	—	—	
		21.4	4.0	—	—	—	
—		—	2.7	—	—		
林	道						
		延 長(m)	—	—	—	19,118	19,600
			8,654	8,154	—	—	—
		—	—	3,052	—	—	
	林野 1ha 当たり林道延 長(m)	—	—	—	—	—	
		7.7	6.8	—	—	—	
—		—	20.1	—	—		
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	83.2	87.0		
	81.7	86.9	—	—	—		
	—	—	—	—	—		
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	78.6	90.0		
	—	8.2	—	—	—		
	—	—	55.7	—	—		
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	—	—	—	13.3	13.7		
	22.9	31.7	—	—	—		
	—	—	—	—	—		

※データが不明な部分は「—」としています。

※農道、林道については、公共施設状況調査の市町村分を記載しています。

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成17年3月に3町（天王町・昭和町・飯田川町）の合併により誕生しました。合併時は、3町とも非過疎地域であり、新市建設計画及び総合発展計画、後に総合計画の下で道路や上下水道等生活環境の整備、医療・福祉の充実、産業振興、少子化対策や雇用確保等、合併後の一体感の醸成や地域の均衡ある発展を目指して各種施策を推進してきました。

しかしながら、進行する少子高齢化、人口減少に歯止めをかけることはできず、令和3年に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」で過疎地域となる要件が見直された結果、本市の昭和地域（旧昭和町）及び飯田川地域（旧飯田川町）が過疎地域として指定されることとなり、以降、「潟上市過疎地域持続的発展計画」を策定し、過疎地域からの脱却を目指し各種施策を展開しています。

今後も引き続き過疎指定を受けた地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、各種施策を実施しますが、その方向性や目指すべき将来像は、本市の最上位計画であり行政運営の指針でもある総合計画と共通するものであり、過疎地域の持続的発展については、総合計画における潟上市の目指す将来の姿を基本方針として、活力ある持続可能な地域社会の実現を図ることとします。

①まちづくりの基本理念

「みんなで創り、みんなが輝くまち」

「豊かな自然と利便性が調和した住みよいまち」

「市民が夢を描き、幸せと誇りを実感できるまち」

本市は、市民が主人公という考えの下、「潟上市自治基本条例」を制定し、「市民による市民のためのまちづくり」を推進してきました。

少子高齢化・人口減少が進行する中であっても、市民一人ひとりが自身のできる範囲で地域社会におけるそれぞれの役割を担い、主体的にまちづくりに参画することで、より元気で力強く輝く潟上市を実現させることができます。

また、四季折々の変化に富む豊かで美しい自然環境はもとより、県都秋田市に隣接するという地理的な優位性をいかしながら、全ての市民が健康で安心して快適な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

さらに、市民がそれぞれの夢や希望を描きながら、誇りや生きがいをもって幸せに暮らせるまちづくりを引き続き推進し、世代を超えた多くの市民の「暮らし続けたい」「暮らして良かった」という実感と潟上市への愛着心を深めていくことを目指し、この3つをまちづくりの基本理念として定めます。

②おおむね 10 年後の将来像

みんなで創る みんなが輝く 愛され 誇れる 私たちの潟上市
～誰もが幸せに暮らせるまちを目指して～

③将来像実現のための基本目標

基本目標 1 活力にあふれにぎわい豊かなまち

- ・農林水産業の振興
- ・商工業の振興
- ・にぎわい創出と移住・定住の推進

基本目標 2 未来を支え誰もが健やかに暮らせるまち

- ・切れ目のない子育て支援の充実
- ・子育て環境の整備
- ・健康づくりの推進
- ・社会福祉の充実
- ・社会保障制度の適切な運営

基本目標 3 安全安心・快適な災害に強いまち

- ・防災力・消防力の充実強化
- ・くらしの安全・安心の確保
- ・環境保全と循環型社会の実現
- ・道路・交通網の充実
- ・都市環境の整備
- ・上下水道等の整備

基本目標 4 ふるさどで学び合い可能性がひらけるまち

- ・学校教育の充実
- ・生涯学習の推進
- ・芸術・文化・スポーツ活動の振興

基本目標 5 次世代へつなぐ市民と共に築くまち

- ・参画と協働の推進
- ・持続可能な行政運営の推進
- ・情報の発信・共有とデジタル化

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

目 標	単位	現状値（令和6年）	目標値（令和12年）
過疎地域における社会増減数（転入者数－転出者数）	人	▲26.4	▲17.0
	5か年平均		

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

令和9年度から毎年度計画の達成状況の評価を実施します。評価にあたっては、市民や有識者等で組織する市長の附属機関に諮るものとし、PDCAサイクルを踏まえた効果的な検証を実施することで次年度以降の見直し、改善につなげます。

(8) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年度から令和30年度までを計画期間とする「潟上市公共施設等総合管理計画」を策定し、次の基本方針に基づきながら市内の公共施設等の適正化を図ることとしています。

①点検・診断等の実施方針

現在実施している定期点検を引き続き適切に行っていきます。

劣化診断等を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び維持管理状況を把握していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じた長期的視点のもと、優先度の高い施設から対応していきます。

維持管理費用の財源を捻出するため、使用料など受益者負担の見直しを検討していきます。

施設カルテにより維持管理費用や大規模改修に関する情報を収集しつつ、課題を適時把握し、今後の修繕計画などの判断材料とします。

指定管理者制度などを活用し、維持管理費用の削減を図ります。

③安全確保の実施方針

避難施設の指定の有無、施設利用の多寡などの複数の視点から優先度を決定していきます。

耐震性に問題のある施設や老朽化が著しい施設など今後維持していくことが困難と思われる施設について、供用廃止など使用制限や解体を検討します。

④耐震化の実施方針

「潟上市耐震改修促進計画<第4期計画>」（令和8年3月策定）により次の建築物を優先的に耐震化に着手すべきものとし、早期に耐震化を図るよう努めます。

- (i) 「潟上市地域防災計画」に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (ii) 「潟上市地域防災計画」に指定された緊急輸送道路沿道の建築物

⑤長寿命化の実施方針

更新費用の削減と平準化を図るため、予防保全型の視点に立った維持修繕や改善計画を定め、適切な維持管理に努めます。

対症療法型から予防保全型への転換、耐久性の向上等の改善を実施することにより、公共施設等の長寿命化と改修等費用及び維持修繕費用の削減を図ります。

定期点検の充実を図り老朽化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕等の効率的実施につなげます。

修繕積立金など特定目的基金の設置等、今後発生する修繕費用などの財源確保の手法を検討します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦統合や廃止の推進方針

少子高齢化や人口減少など人口動態の変化に対応した公共施設等の再編を検討・推進していきます。

当該公共サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能かどうか、また民間に代替可能かどうかなど、公共施設等と公共サービスの関係について十分に留意していきます。

インフラ施設についても必要性を十分精査し、将来の維持管理費用や改修コストを見据えた事業展開を検討していきます。

公共施設等の多機能・複合化や集約化などの可能性を検討・推進していきます。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の計画的な管理を推進していくためには、公共施設等に係るコストや市

の財政状況、公共施設等の適正管理のあり方などを職員一人ひとりが十分理解する必要があることから、研修等を通じた啓発により、職員の意識向上に努めます。

指定管理者制度の活用のほか、P F I など民間の資金やノウハウを活用した管理運営について検討し、公共サービス水準の向上や維持管理費用等の縮減を図ります。

過疎地域における公共施設の整備等に際しては、以上の基本的な方針等を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施します。なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に適合しています。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若者の流出を抑制するとともに定住指向を高めるため、就業の場や機会を確保するほか、良好な住環境、子育て環境の整備を図る必要があります。また、ICTの発展や恵まれた自然環境に対する関心の高まりなどにより都市部から地方への新たな人の流れが生じており、この流れをいかした「関係人口」拡大の取組も重要になっています。

過疎地域の持続的発展のためには、若者の地域への定着・回帰・関わりを促進し、これからの地域経済を担う人材を確保する必要があります。

(1) 現況と問題点

過疎地域においては、その指定を受ける以前から長い期間にわたり、少子高齢化と若者の都市部への流出が進んできました。平成27年から令和2年までの人口減少率は9.7%となっています。また、15歳から29歳までの若年者人口の構成率は、昭和55年の21.9%から令和2年には8.8%まで減少しています。この状況は今後も続いていくものと考えられ、今後一層の地域の高齢化、活力の低下、様々な分野における担い手の不足等が懸念されます。

(2) その対策

- ①過疎地域の恵まれた自然や立地の良さなどを積極的に情報発信します。
- ②リモートワーク(※1)やワーケーション(※2)等新しい働き方が進む中で、移住希望者のニーズに応えられるよう受入体制の整備について検討します。
- ③移住促進と移住後の生活安定のための支援制度について検討します。
- ④移住・定住に欠かせない居住について、潟上市空き家バンクを活用して居住の確保に努めます。

※1 リモートワーク：ICT(情報通信技術)を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態。

※2 ワケーション：ワーク(労働)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	(移住・定住推進事業) ①事業の必要性 若年者の流出、高齢化が進む過疎地域においては、当該地域への移住・定住を促進することで将来の地域を担う人材の確保・育成を図る必要がある。 ②事業の内容 本市への移住者・定住者に対する支援を実施する中で、過疎地域への移住・定住については、上乗せ支援を実施する。 ③事業の効果 過疎地域への移住者等の増加により、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 (住宅新築支援事業) ①事業の必要性 過疎の進行を食い止めるた	市	補助金

		<p>めには、軟弱地盤が多く、地盤改良のコストがかかり増しになる過疎地域に住宅を新築する者への住宅支援を強化することで、移住・定住希望者の住宅需要を増加させ、将来の地域を担う人材の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>過疎地域への移住者・定住者に対して、住宅新築に要する費用の一部について支援を実施する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>過疎地域での移住者・定住者の住宅取得により、移住者等の定着が図られることで、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が進み、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(お試し移住体験住宅事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域への移住・定住を促進するために、移住検討者が当該地域での暮らしを体験する場を整備し、将来的移住者の育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>過疎地域内にある空き家等住宅を活用し、移住検討者が生活体験を行う際の宿泊拠点を確保するため、空き家等の所有者への家賃支払いや移住体験後の修繕や清掃を行う。</p>	市	
--	--	--	---	--

	<p>地域間交流</p> <p>人材育成</p> <p>その他</p> <p>基金積立</p>	<p>③事業の効果</p> <p>過疎地域と移住検討者の交流が図られることや、移住者・定住者の増加により、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が進み、将来にわたり過疎地域の持続的発展が期待される。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
--	---	---	---	--

	(5) その他			
--	---------	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

3. 産業の振興

農林水産業については、豊かな自然環境と先人のたゆまぬ努力により、発展・維持されてきた重要な地域産業であり、今後も様々な社会情勢の変化等に対応しながら次の世代に引き継いでいけるよう、特に担い手不足や後継者不足の解消、規模拡大、集積・集約化、法人化の推進を目指すべき方向として、その振興に努めます。

商工業については、地域経済の活力を生み出すため、雇用の確保及び地域内の企業間の連携を図るとともに、起業を含めた新たな事業に取り組む事業者や個人等を支援します。

また、従来地域商工業にも目を向けたきめ細かな施策を展開します。

観光については、観光情報の発信や各種イベントの実施等を通じ、広域観光ルートのネットワーク化、地域資源を活用した新たな観光まちづくりの推進により、観光客の滞在時間増加を図ります。

(1) 現況と問題点

○農林水産業の振興

過疎地域は肥沃な耕地、豊かな山林、そして八郎湖が広がり、稲作を中心に、大豆・枝豆・ネギ・花き・和梨のほか、昭和地域の特産品であるつくだ煮の原料となるわかさぎ等良質な農林水産物を安定的に供給できる基盤ができています。しかしながら、農林水産業に携わる人々の高齢化による離農、後継者不在による担い手不足、農林水産物に対する需要の多様化、米価の高騰などによる経済活動への影響、気候変動による自然災害の増加、野生鳥獣による農作物被害などが課題となっています。

○商工業の振興

昭和工業団地は、企業誘致による雇用の創出・維持、地域経済の活性化等を目的として整備されました。ここ数年は昭和工業団地への企業立地が続いており、未利用地も残り僅かとなっているため、工業団地の造成が必要となっています。

過疎地域の事業者のそのほとんどが小規模事業者であり、事業者の経営強化も求められています。また、地域に密着する形で商店街等を形成していましたが、近年、大型量販店等の出店により地域住民の買物行動が変化したことで空き店舗が増加し、商店街の空洞化が進んでいます。

○観光の振興

過疎地域における観光拠点としては、道の駅としての機能を併せもつ「ブルーメッセあきた」や、地元酒造をリノベーションした「ギャラリーブルーホール」が地域の人々から親しまれています。しかしながら、これらの観光資源は秋田市や男鹿市への通過型観光の一環として利用される傾向が強く、滞在型の誘客推進や、より経済波及効果が期

待できる観光産業の育成が求められています。

○情報通信産業の振興

過疎地域においては、全域で光回線を利用したブロードバンド通信が可能になっているものの、ビジネス等に活用する人材の確保や環境の整備が進んでいないことが課題となっています。

(2) その対策

○農林水産業

- ①地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者を確保、育成します。
- ②農用地の集積・集約化を図りながら、経営規模の拡大、複合化・多核化、法人化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。
- ③森林の多面的機能および森林資源を維持するため、計画的な間伐・再造林等の促進による適切な森林経営管理を図ります。
- ④地域の特産品でもあるつくだ煮加工に結びつくわかさぎ卵等の放流事業を推進し、資源維持に努めます。
- ⑤農用地、水路、農道、林道等の既存施設の適正な保全管理をしていくとともに、生産基盤の整備強化を図ります。また、有害鳥獣による農作物被害を未然に防ぎます。
- ⑥地域における農林水産物等地場産品や特産品などのPRと販路拡大を推進します。

○商工業の振興

- ①企業誘致優遇制度を充実させるほか、昭和工業団地等の機能維持を図りつつ、新たな工業団地を造成し、企業の誘致を推進します。
- ②既存企業については、公的助成・支援制度等の周知に努め、新技術の導入、新製品の開発、新分野への進出などを積極的に支援します。また、市内企業同士の連携を支援することで既存企業の経営強化を促進します。
- ③起業については、各種支援制度等の周知、講習会等への参加、産官学連携による新たな事業の創出等を促進します。
- ④空洞化が進む地域の商店街に賑わいをつくるため、各種イベントの継続的な開催やシェアオフィスの整備等について検討します。

○観光の振興

賑わいある観光イベントの実施や既存観光施設の更なる利便性の向上、地域資源の磨き上げを進めるとともに、SNS を積極的に活用し本市の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ります。

○情報通信産業の振興

情報サービス業等の誘致を推進するとともに、昨今のICTの向上や情報インフラの拡充を踏まえ、空き家や商店街の空き店舗等を活用したサテライトオフィス等の誘致についても検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	金足岩瀬地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業	秋田県	負担金
		今潟地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業	秋田県	負担金
		和田妹川金山地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業	秋田県	負担金
		浜井川地区湛水防除事業	秋田県	負担金
		下虻川地区湛水防除事業	秋田県	負担金
		乱橋地区基幹管理施設ストックマネジメント事業	秋田県	負担金
		海老沢地区基幹管理施設ストックマネジメント事業	秋田県	負担金
		真崎堰地区ため池等整備事業	秋田県	負担金
	林業	高能率生産団地路網整備事業 (浅見沢線)	秋田県	負担金
	水産業			
(2) 漁港施設				
(3) 経営近代化施設				
農業				
林業				

	<p>水産業</p> <p>(4) 地場産業の振興 技能修得施設</p> <p>試験研究施設</p> <p>生産施設</p> <p>加工施設</p> <p>流通販売施設</p> <p>(5) 企業誘致</p> <p>(6) 起業の促進</p> <p>(7) 商業 共同利用施設</p> <p>その他</p> <p>(8) 情報通信産業</p> <p>(9) 観光又はレクリエーション</p> <p>(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業</p>	<p>工業団地拡張事業</p> <p>昭和地域農業総合管理施設改修事業</p> <p>ドッグラン整備事業</p> <p>(航空レーザ計測及び森林資源解析事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域における重要な地域産業である林業において、国土調査が未実施となってい</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
--	--	---	----------------------------	--

	<p>商工業・6次産業化</p> <p>情報通信産業</p> <p>観光</p>	<p>る森林の経営管理事業が進められていない状況であり、早期に事業の再開を実施する必要がある。</p> <p>②事業の内容 航空機搭載のレーザースキャナーを用いて、森林資源の解析及び未国土調査森林の境界明確化を実施する。</p> <p>③事業の効果 森林境界の明確化・詳細な3次元地形データを効率的に取得し、森林の正確な把握と持続可能な管理が可能となることで、過疎地域における森林経営管理事業の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(観光関連施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 人口の流出が進む過疎地域において、地域活性化を図る手段の一つが観光振興であるため、拠点施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果</p>	市	
--	--	--	---	--

	<p>企業誘致</p>	<p>当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(用地取得助成金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における用地取得に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(設備投資助成金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における工場の新増設に伴う設備投資に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>補助金</p> <p>補助金</p>
--	-------------	---	-------------------	-----------------------

		<p>所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(雇用奨励金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域に住所を有する常時雇用者に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
		<p>(通信助成)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域の工業団地に立地する企業の通信費用に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
	その他	(過疎地域活性化事業)	市	

	<p>基金積立</p>	<p>①事業の必要性 過疎地域の商店街等において、高齢化等により空き店舗等が増加していることから、地域を衰退させないために新たな賑わいの場を創出する必要がある。</p> <p>②事業の内容 各種イベントの継続的な開催やシェアオフィス等の整備等</p> <p>③事業の効果 地域の商店街等を新たな交流の場とし、シェアオフィス等を整備することは、地域の活性化及び雇用の創出につながるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に</p>	<p>市</p>	
--	-------------	--	----------	--

	(11)その他	資する。		
--	---------	------	--	--

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
昭和地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	
飯田川地域全域			

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画の内容のとおりとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

4. 地域における情報化

過疎地域においても情報格差が発生しないための情報化施策を進め、過疎地域特有の住民ニーズを把握し、その対応に努めます。また、防災行政無線や登録制メール、市公式 SNS の連携を通じて、多様な情報伝達手段を確立し、災害時における迅速かつ的確な情報発信体制を構築します。

(1) 現況と問題点

合併以降、市の情報化施策により通信事業者の積極的なサービス拡大が図られ、市全域での光回線を利用したブロードバンドサービスが利用できるようになっているほか、主要な公共施設へ公衆無線 LAN も整備されており、情報インフラとしての格差は発生していません。

情報伝達手段については、防災行政無線や登録制メール、市公式 SNS と連携し拡充している状況ですが、情報の活用に関しては一定の個人間デジタル・デバイドが発生しています。

山陰等の地デジ難視聴エリアは共聴施設の設置（組合）により対応していますが、設備の老朽化及び地域の過疎化の進行により、組合員個々の負担が大きくなることが予想されます。

(2) その対策

防災行政無線の改修を着実に進め、登録制メール、市公式 SNS 等と連携させ、災害時の多様な情報伝達体制を確立しつつ、個人間デジタル・デバイドの解消については、民間通信事業者のノウハウの活用、県のスマートフォン体験会への協力など、個人の情報活用能力の向上に努めます。

また、山陰等の地デジ難聴エリアについては、共聴施設の設置（組合）により対応していますが、施設の維持管理に努めつつ、代替手段について研究します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送 施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難 視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のため の施設 そ の 他 (2) 過疎地域持続的発展 特別事業 情報化	(防災行政無線施設長寿命化 事業) ①事業の必要性 地域住民に対して、災害等 の情報を迅速に伝えるため、 防災行政無線施設を計画的に 整備し、長寿命化を図る必要	市	

	<p>デジタル技術活用</p> <p>その他</p> <p>基金積立</p>	<p>がある。</p> <p>②具体的な事業内容 施設を計画的に維持・修繕することにより、長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、地域における情報化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 地域における情報化を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続</p>	<p>市</p>	
--	--	---	----------	--

	(3) その他	的發展に資する。		
--	---------	----------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設は、地域発展の根幹であり、過疎地域の持続的発展のためには重要な要素の一つでもあることから、重点的に整備を推進します。幹線道路については、他市町村や地域内の居住地域と産業活動地域、公共施設等を結ぶ地域間連絡道路としての役割の充実に図ります。地域住民が日常的に利用する生活道路については、地域住民のニーズに対応した即効性のある整備を図ります。また、管理路線区域における日常生活の利便性の向上及び災害時の避難路としても利用できるよう道路施設等整備の促進と適切な維持管理に努めます。

交通手段の確保については、少子高齢化、人口減少社会の中でも、公共交通の利便性の向上と、効果的かつ効率的な交通サービスの実現を目指します。交通空白地域の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、マイタウンバスやデマンド型乗合タクシーを運行します。また、地域公共交通計画に基づいた事業を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 現況と問題点

○市道の整備

地域間交流の活発化や物流・交通拠点へのアクセス機能の強化を図るため、幹線道路網計画に基づき、幹線道路とこれを補完する主要な道路の整備を進めるとともに、地域住民の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、日々の暮らしを支える生活道路の機能強化や安全対策に取り組んでいますが、進捗が遅れています。

舗装や側溝をはじめとして、橋梁、ガードレール等の道路施設の老朽化が進んでおり、継続的な事業投資が必要です。

除排雪事業については、近年の人口減少や少子高齢化に伴い、市民と行政がより一層連携に努め、協力して進めていく必要があります。

○交通手段の確保

過疎地域における主要な公共交通機関である鉄道は、JR 奥羽本線が過疎地域を縦貫しており、駅は大久保駅、羽後飯塚駅があります。多くの地域住民が通勤や通学等で駅を利用しており、今後も快適な利用環境を維持していくことが求められています。

バス交通は、秋田駅から五城目までを結ぶ地域間幹線の秋田中央交通五城目線が運行しており、地域内でマイタウンバス 2 路線が運行されています。また、デマンド型乗合タクシー 1 路線も運行されていますが、対象地域の人口減少等により、稼働率が低い状況となっています。

公共交通の利用状況は、自家用車利用の増加に加え人口減少と少子高齢化が進行する中で運営を支える財政支出は増加傾向にあるなど、公共交通を取り巻く環境は厳しさを

増しています。バス運行については、全国的な運転手不足や利用者の減少により、バス路線の維持が困難になってきており、地域住民の生活に直結する問題となっています。

今後も少子高齢化、人口減少により利用者の大幅な増加が望めない中でも、交通弱者の通院・通学等の生活の足を守る必要があり、バスでの運行のみならず、地域の現状に応じた交通システムを構築することが課題となっています。

(2) その対策

○市道の整備

- ①市民の経済活動や地域間交流を支える幹線道路については、地域の活性化を推進するため、国県道などの上位路線と接続する道路や、公共施設や物流・交通拠点へのアクセス機能を有する道路について、幹線道路網計画に基づき、整備を進めます。
- ②市民の日々の暮らしを支える生活道路については、地域住民の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、舗装修繕や側溝整備、グリーンベルト設置による交通安全対策等を進めます。
- ③橋梁等の道路施設については、道路巡視と定期点検等の実施により、健全度を把握し計画的に整備を進めます。
- ④安全で円滑な交通の確保を目的とした除排雪事業及び維持管理に努めます。
- ⑤近年の激甚化・頻発化する豪雨災害による道路冠水被害の軽減・解消を図り、安全・安心で災害に強い道路環境づくりを推進します。

○交通手段の確保

- ①JR 奥羽本線については、快適な利用に資するため、駅舎や駐輪場など周辺環境の整備を検討します。
- ②地域間幹線バスについては、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための必要不可欠な手段であることから、路線維持のため各種支援を実施します。
- ③マイタウンバスについては、JR や民間バス事業者等と連携し、利便性の向上を図ります。
- ④デマンド型乗合タクシーについては、実施地域への周知と利用の促進を図ります。また、交通空白地域への導入や利用状況の低いバス路線については、廃止代替としての導入も視野に入れた抜本的な見直しを図ります。
- ⑤地域公共交通計画の見直しを行い、住民ニーズに即した公共交通網の形成を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	南公園1号線（道路改良・舗装補修） L≒400m	市	
		元木山公園線（道路改良・舗装補修） L≒800m	市	
		飯塚浜東線（道路改良・舗装補修） L≒400m	市	
		笹長根・北坂線（道路改良・舗装補修） L≒300m	市	
		山田、山田支線（道路改良・舗装補修） L≒100m	市	
		大清水下谷地線（道路改良・舗装補修） L≒2,941m	市	
		今潟線（道路改良・舗装補修） L≒1,000m	市	
		道心谷地7号線（道路改良・舗装補修） L≒520m	市	
		元木中央線（道路改良・舗装補修） L≒260m	市	
		天神下新関線（道路改良・舗装補修） L≒831m	市	
		片田1号線（道路改良・舗装補修） L≒425m	市	
		街道下飯塚浜線（道路改良・舗装補修） L≒742m	市	
		街道下線（道路改良・舗装補修） L≒424m	市	
		武利子澤白洲野樹園地2号線（道路改良・舗装補修） L≒660m	市	
白洲野松淵線（道路改良・舗装補修） L≒1,560m	市			

		大豊小学校線【アミダ堂地区】 (側溝改良) L≒100m	市	
		八ツ口線【八ツ口地区】(側溝改良) L≒200m	市	
		山神地区(道路冠水対策)	市	
	橋りょう	思案橋 L=20.8m、W=8.7m (7.5)	市	
		北野海老漣沼端橋 L=3.0m、W=6.6m (6.0)	市	
		元潟橋 L=15.0m、W=8.7m (7.5)	市	
		新今潟橋 L=7.4m、W=5.7m (4.5)	市	
		第1工区川口橋 L=27.2m、W=2.5m (2.0)	市	
		第3工区川口橋 L=20.1m、W=4.7m (4.0)	市	
	その他			
	(2)農道			
	(3)林道			
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			

	<p>その他</p> <p>(6) 自動車等 自動車</p> <p>雪上車</p> <p>(7) 渡船施設 渡船</p> <p>係留施設</p> <p>(8) 道路整備機械等</p> <p>(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通</p>	<p>駐輪場改修事業</p> <p>マイタウンバス事業車両更新 事業</p> <p>除雪車更新整備 ・ 4台 (グレーダー1台、ロー ーダー1台、ロータリー1 台、ダンプトラック1台)</p> <p>(デマンド型乗合タクシー運 行事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の交通空白地にお ける高齢者等の日常的な交通 手段の確保を図る必要があ る。</p> <p>②事業の内容 過疎地域の交通空白地にお いて、デマンド型乗合タクシ ーの効率的な運行を実施す る。</p> <p>③事業の効果 デマンド型乗合タクシーの 運行により過疎地域の交通空 白地における高齢者等の日常</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
--	--	--	-------------------------------------	--

		<p>的な交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(駅周辺環境整備事業)</p> <p>①事業の必要性 JR奥羽本線の快適な鉄道利用に資するため、駐輪場などの周辺環境の整備に努める。</p> <p>②事業の内容 駐輪場などの駅周辺施設を計画的に整備し、長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 駐輪場などの駅周辺施設を整備することで、市民の利便性が向上し定住促進にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
	交通施設維持	<p>(市道等長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 地域住民の利便性や安全性の確保、行政サービスの効率化等の観点から、市道等について計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 市道等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 市道等を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、</p>	市	

		<p>安全確保のほか、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(歩道等整備事業)</p> <p>①事業の必要性 日常生活に密接に関わり利用されている道路について、地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、計画的な歩道等歩行者空間の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容 区画線及びグリーンベルト施工により歩道及び歩道部の幅員を再設定し、通行車両の速度抑制対策等を実施する。</p> <p>③事業の効果 通行車両の速度低下により、歩行者の安全・安心が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
その他	基金積立	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域</p>	市	

	(10) その他	<p>持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>鉄道施設維持管理事業（ソフト） 市</p> <p>マイタウンバス運行事業（ソフト） 市</p> <p>生活バス路線維持費補助金（ソフト） 市</p> <p>地域公共交通活性化協議会負担金（ソフト） 市</p> <p>地域公共交通計画策定事業（ソフト） 市</p>	
--	----------	--	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

6. 生活環境の整備

上下水道については、市民が快適に安心して生活できるよう施設の維持管理に努めるとともに事業の効率化を図るため、広域化・共同化等について検討します。

廃棄物処理については、地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境を確保するため、廃棄物の適切な処理と施設の維持管理に努めます。また、ごみの減量化や3R(※)を促進し、環境負荷の軽減を図り、循環型社会の形成を推進します。

斎場については、火葬業務を支障なく行うため、施設の適正な運営及び維持管理に努めます。

消防・救急体制の整備については、災害から住民の生命及び財産を守り、安心して暮らすことができるよう、施設や装備品等の計画的な更新・整備を進めるとともに、地域防災の中核を担う消防団の団員確保・育成に努め、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、防災訓練や啓発活動を通じて住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災組織の組織率向上と活動の充実を図り、地域全体の防災力を強化します。

公営住宅の整備については、安全で良好な居住環境を整備するため、計画的に維持管理します。将来的には、民間の賃貸住宅等を活用するなど、公営住宅のあり方を検討します。

交通安全対策については、地域住民の意識高揚を図るとともに、カーブミラー等の交通安全施設を整備し、交通事故のない安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指します。

公園・緑地の整備については、市民の運動や憩いの場、災害時の避難場所などの多面的な役割があることから、樹木、広場等の良好な維持管理を図ります。

未利用公共施設の管理については、人口減少や老朽化等により未利用の施設が増加していることを踏まえ、地域住民の安全・安心な生活環境の確保とよりよい景観の保全のため、解体撤去も視野に入れながら適正な管理を図ります。

防犯対策については、子どもから高齢者まで地域住民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、警察、防犯協会、防犯指導隊などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。

空き家対策については、空き家の倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域と住民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ります。

※3R：リデュース、リユース、リサイクル

(1) 現況と問題点

○上下水道の整備

上水道は、老朽化した浄水場の統廃合・更新のほか管路更新など「潟上市新水道ビジョン」に基づいて計画的に進めていますが、人口減少に伴う水需要減に対応する必要があります。

下水道は、普及率が 98.0%で下水道施設（管路）の整備は概成していますが、過疎地域の水洗化率は 89.9%となっています。引き続き未接続世帯に対して啓発活動に努め、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに老朽化を迎える管きょや施設を計画的に点検・修繕・更新していくためのストックマネジメント計画を策定します。

上下水道ともに事業運営に必要な財源と人員の確保が必要となっています。

○廃棄物の処理

①ごみ処理

本市のごみ処理については、昭和地域にあるクリーンセンターにおいて実施しています。近年のごみ処理量はやや減少傾向であり、経費及び環境負荷の軽減を図るため、ごみの減量化や再資源化に対する地域住民の意識高揚が求められます。

②し尿処理

し尿の収集処理量は公共下水道等の普及により減少傾向にあり、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。過疎地域では、し尿処理について男鹿地区衛生処理一部事務組合へ統合し、平成 25 年 4 月から男鹿地区衛生センターに搬入しています。

○斎場の整備

過疎地域は高齢化率が高く、今後も増加が予想される火葬業務に対応するため、火葬場施設の適正な運営と維持管理が必要です。

○消防・救急・防災体制の整備

本市の過疎地域における消防・救急業務は、男鹿市、井川町、八郎潟町、大潟村とともに男鹿潟上南秋消防組合を組織して実施しており、潟上市消防団昭和支団及び飯田川支団との連携により、地域全体の消防体制を確立しています。しかし、近年は消防団員の減少や住民の就業形態の変化に伴い、大規模災害時に十分な人員を動員することが難しくなっており、消防団の人員確保や組織運営が課題となっています。消防団員を雇用している事業者への配慮や、退職団員等が活動できる機能別消防団員制度の導入などの取り組みは進められているものの、消防力を安定的に維持するためには、引き続き団員確保と多様な担い手の参画促進が必要です。

一方、防災分野においては、地域住民の防災意識の高まりを背景に、自主防災組織の設立は進んでいるものの、組織化率は依然として十分ではありません。また組織ごとの活動状況や知識・技術には差が見られます。さらに、総合防災訓練等は継続的に実施しているものの、参加者が固定化する傾向があり、より多くの世代へ防災啓発を広げる必要があります。

○公営住宅の整備

入居希望者の需要は満たされているものの、建物の老朽化が進むとともに応募者数が減少傾向にあります。現在は、建物の経年劣化に合わせ、対症的に修繕等を行っています。

○交通安全対策

交通事故は子どもや高齢者の被害が多く、特に近年、高齢者による交通死亡事故が全国的に大きな問題となっています。このような事故を予防するためには、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守るよう、被害者のみならず加害者も出さないための取組を進めていく必要があります。

○公園・緑地の整備

市民1人当たりの都市公園面積は約20㎡で条例に定める標準面積の約2倍となっています。市内には都市公園のほか農村公園や開発緑地などの公園が設置されており、設置から相当期間が経過した公園では、施設・設備の老朽化が進み、維持管理が困難な状況になっています。今後の人口減少社会を見据え、適正な整備、廃止、集約化を進めていく必要があります。

○未利用の公共施設の管理

未利用となっている公共施設については、倒壊や飛散、火災等の危険性があり、また、犯罪の温床ともなり得ます。それらを未然に防止し、地域住民の安全・安心を確保する必要があります。

○防犯対策

地域の安全を守るためには、警察だけでなく、地域住民、行政などがそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことが重要です。

○空き家対策

高齢化の進行や人口減少等により空き家の更なる増加が懸念されることから、空き家の適正管理を図るよう求めていく必要があります。適切に管理されていない空き家等は年々増加傾向にあり、住民からの苦情や相談も増加しています。

○その他

昭和久保地区の一部地区、飯田川地区の山林地区において、地籍調査が実施されていないため、土地の所在や隣接地との境界が不明確であったり、登記簿記載面積と地図情報との面積が整合しない箇所が多数あり、土地利用において利便性を大きく損なう状

況になっています。

(2) その対策

○上下水道の整備

- ①上水道については「潟上市新水道ビジョン」に基づき、計画的な施設の更新、耐震化を図りながら、事業を継続するために必要な手段や方向性を検討します。
- ②公共下水道については、老朽化を迎える管路施設の計画的な点検・修繕・更新を行うため、ストックマネジメント計画を策定します。
- ③公共下水道の認可区域外については、合併処理浄化槽事業を推進します。
- ④水洗化に向けた啓発活動を実施し、水洗化率の向上を図ります。

○廃棄物の処理

①ごみ処理

施設見学を受け入れての説明や広報掲載等により、ごみの減量化や再資源化の重要性を周知します。

②し尿処理

男鹿市と連携し、許可業者による男鹿地区衛生センターへの搬入を継続します。また、同センターの老朽化による稼働停止を見据え、秋田市を含めた3市によるし尿処理広域化の協議を進めます。

○斎場の整備

斎場は地域に必要不可欠な施設であるが、稼働開始から長期間を経て老朽化も進んでいることから、将来的な大規模改修を視野に入れた施設の維持管理を行います。

○消防・救急・防災体制の整備

- ①消防活動の拠点となる消防施設の機能強化を図るとともに、消火栓・防火水槽等の消防施設や消防装備の計画的な整備・更新を推進します。
- ②人口減少社会における消防団のあり方を検討しつつ、機能別消防団員制度の活用や事業者への協力依頼により、消防団員の確保・育成に努めます。
- ③高規格救急自動車や救命資機材等の整備を進め、救急需要の拡大に対応した迅速で効率的な体制を整えます。
- ④幅広い世代への総合防災訓練の参加促進や各種啓発活動を通じて、防災意識の向上を図ります。
- ⑤自主防災組織の組織化率を高めるとともに、リーダー研修や資機材活用訓練により、知識・技能を向上させ、地域の防災力を強化します。
- ⑥高齢者や障がい者など要配慮者への避難支援を訓練・地域活動に取り入れ、誰一人

取り残さない防災を推進します。

○公営住宅の整備

- ①外壁の補修や屋根のふき替えなどの予防保全的な改修を計画的に実施し、長寿命化を図ります。また、一部バリアフリー化を図るなど、安全で良好な公営住宅の整備を推進します。
- ②今後の計画的な整備のため、公営住宅の需要を把握し、供給目標量を設定します。

○交通安全対策

- ①交通安全に対する意識の更なる高揚を図るため、警察や関係機関、団体等と連携し、街頭指導や交通安全教室などの啓発活動を実施します。
- ②学校や地域、関係機関等と連携し通学路の合同点検を実施するとともに、スクールガード等関係者間による危険個所情報の共有を図り、子どもの通学時の安全を確保します。
- ③カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に実施するとともに、地域住民と危険個所情報を共有し、安全なまちづくりを目指します。

○公園・緑地の整備

- ①公園の立地や周辺自然環境、住民人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用見込みを勘案し、整備、廃止、集約化を進めます。
- ②公園施設長寿命化計画に基づき、施設・設備の改修を進めます。

○未利用公共施設の管理

地域住民の安全確保及びよりよい景観保全の観点から、未利用の公共施設については利活用を検討するとともに、必要に応じて解体撤去を実施します。

○防犯対策

- ①警察などの関係機関と連携し、防犯協会、防犯指導隊などによる防犯パトロールを実施します。また、小学校のスクールガードリーダーによる巡回や安全指導を行います。
- ②生活道路や通学路等に設置している防犯灯の LED 化を進めるとともに、自治会による防犯灯設置を支援します。
- ③市広報、ポスター、チラシなどを活用した啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

○空き家対策

- ①空き家の状況を継続的に把握するとともに、危険な空き家に対して「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「潟上市空家等適正管理に関する条例」に基づき指導等を行い、適正な管理を促進します。
- ②空き家解体撤去補助金の活用により危険空き家の解消を図ります。また、空き家購入世帯への住宅リフォームの補助による利活用を促進します。

○その他

昭和大久保地区の一部、飯田川地区の山林地区の地籍調査未実施地区において、地籍調査事業を年次計画により推進し、土地利用における利便性を高めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設 上水道	水道管路更新事業	市	
	簡易水道			
	その他			
	(2)下水処理施設 公共下水道	浄化槽設置整備事業	市	
	農村集落排水施設			
	地域し尿処理施設			
	その他			
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設			
	し尿処理施設			

	<p>その他</p> <p>(4) 火葬場</p> <p>(5) 消防施設</p> <p>(6) 公営住宅</p> <p>(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活</p>	<p>消防団施設整備事業 小型動力ポンプ積載車 4 台、防火水槽、消火栓、レインウェアなど</p> <p>消防施設整備事業 高規格救急自動車 1 台など</p> <p>(斎場長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 今後も増加が予想される火葬業務に対応するために、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公営住宅長寿命化事業)</p>	<p>市</p> <p>消防本部</p> <p>市</p> <p>市</p>	<p>負担金</p>
--	---	--	--	------------

	<p>環境</p> <p>危険施設撤去</p>	<p>①事業の必要性</p> <p>住民が安全に安心して生活できる居住環境を確保するために、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公共施設解体事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>人口減少や老朽化等による公共施設の統廃合、移転により未利用の公共施設が増加している。住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒壊や飛散、火災等を未然に防止しなければならないため、未利用の公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>老朽化した未利用の公共施</p>	<p>市</p>	
--	-------------------------	--	----------	--

	<p>防災・防犯</p>	<p>設を解体撤去する。</p> <p>③事業の効果 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、住民の安全・安心が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(空き家対策事業)</p> <p>①事業の必要性 高齢化の進行や人口減少等により空き家の更なる増加が懸念されることから、空き家の適正管理を推進し、危険な空き家の解体撤去を支援していく必要がある。</p> <p>②事業の内容 空き家解体撤去補助金の活用により危険な空き家の解消を図る。また、所有者不明の空き家については市で代執行により解体を行う。</p> <p>③事業の効果 空き家の倒壊等の危険が除去され、安全・安心に暮らせる地域社会の実現に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	
	<p>その他</p>	<p>(地籍調査事業)</p> <p>①事業の必要性 昭和大久保地区の一部、飯田川地区の山林地区において、地籍調査が実施されておらず土地境界が不明確であり土地利用上の支障が発生して</p>	<p>市</p>	

		<p>いるため、地籍調査実施済地区と同精度の地図を整備する必要がある。</p> <p>②事業の内容 土地の境界、面積、地目等を調査し、正確な地籍図及び地籍簿を作成する。</p> <p>③事業の効果 土地境界の明確化により、土地利用の利便性が高まり、開発の促進が期待できるほか、現地復元性をもつ地図を作成することで災害復旧等への貢献も期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(交通安全施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 地域住民が安全に安心して生活できる環境を確保するため、交通事故の未然防止対策を行う必要がある。</p> <p>②事業の内容 カーブミラー等の交通安全施設の整備・維持修繕を計画的に実施する。</p> <p>③事業の効果 交通事故の未然防止が図られ、交通事故のない安全・安心に暮らせる地域社会の実現につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積</p>	市	
	基金積立		市	

	(8) その他	立事業) ①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。 ②事業の内容 生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 公園施設長寿命化対策事業 遊具、運動場、管理棟、広場など 住宅リフォーム補助金（ソフト）	市 市	補助金
--	---------	--	------------	-----

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保については、潟上市こども計画に基づき、こども家庭センターを中心とした乳幼児期からの切れ目のない包括的な支援体制を構築していくとともに、就学前施設及び放課後児童クラブにおいて、児童の安全で安心できる生活の場を維持し、質の高い保育を持続して提供できるよう努めます。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括支援システム」の一層の推進を図り、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことができる体制づくりに努めます。

障がい児・者の保健及び福祉の向上及び増進については、住み慣れた地域で安心して生活ができるように潟上市地域福祉計画や障害者計画を踏まえながら、必要なサービスや支援を提供できる環境づくりに努めます。

地域の保健及び福祉の向上及び増進については、地域住民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい知識の普及啓発や健康教室、健康相談、サロン活動等を実施し、心身の健康の保持増進と健康寿命の延伸を図ります。また、感染症の発生及びまん延を防止するため各種予防接種を推進します。

少子化対策に係る結婚支援については、結婚に希望を持てる気運の醸成を図るとともに、独身者の出会いと結婚への支援の充実を図ります。

(1) 現況と問題点

○子育て環境の確保

子育て環境の確保については、令和6年度に策定した「潟上市立保育所・認定こども園等の再編に関する基本方針」に基づき、今後の児童数等の推移及び保育需要の地域偏在を踏まえ、昭和・飯田川地区の認定こども園の統合を予定していますが、合併前からの既存施設を利活用し整備した施設については、設備の耐用年数経過による不具合や施設周辺に危険箇所等があることから、対応が必要です。

○高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

令和7年6月30日現在本市全体の高齢化率は36.0%ですが、地区別に見ると昭和地区が44.4%、飯田川地区が42.3%であり、過疎地域に指定されていない天王地区の32.5%と比較すると高い傾向にあります。今後も高齢者人口や高齢化率が上昇すると予測されており、要支援・要介護認定者数も増加することが見込まれます。高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態となることの予防、要介護状態の重度化の防止等が必要です。

○障がい児・者の保健及び福祉の向上及び増進

社会構造の変化による相互扶助機能の弱体化、住民相互のつながりの希薄化に加え、少子高齢化が進行し、生活上の支援を要する人々の環境が厳しい状況になりつつあります。障がいの重度化、障がい者やその家族の高齢化も進んでおり、地域における多様な支援体制の整備や障がい者の適切な障害福祉サービスの確保が必要です。

○地域の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化の急速な進展に伴い、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧症等の生活習慣病の増加が問題となっています。その予防には、地域住民が自主的に生活習慣を改善する取組が重要であることから、各種健診の充実と健康づくりへの支援が求められています。子どもの保健及び福祉については、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するための妊娠・出産・子育て期にわたる相談支援や健康診査など母子保健事業の充実を図るとともに、子どもを取り巻く関係機関と連携し、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等の支援体制の整備が必要です。

○少子化対策に係る結婚支援

結婚に対する価値観の多様化や出会いの機会の不足、経済的な不安等から、晩婚化や未婚化が進んでおり、少子化の要因の一つとなっているため、結婚を望む方に対しては支援を行う必要があります。

(2) その対策

○子育て環境の確保

年次計画により認定こども園の物品等の更新並びに施設設備及び施設周辺環境等の改修を実施し、児童の安全な教育・保育環境を確保します。

○高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

- ①高齢者の日常生活における外出や趣味活動など、活動的な生活を送ることができるよう老人福祉施設等の今後の活用について検討します。
- ②老人クラブ活動やシルバー人材センター活動を支援し、高齢者が個々の能力を発揮し社会参加ができる環境づくりに努めます。
- ③民間企業やボランティア等の様々な機関と協働し、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実を図ります。
- ④介護保険制度の円滑な運営のため、介護サービス利用者にとって適切なサービスが効率的・効果的に提供されるよう、介護給付適正化事業を推進します。
- ⑤高齢者が、支援が必要となった場合でも住み慣れた地域で日常生活を送れるよう、高齢者自身を含めた多様な主体の連携の下、地域資源を活用した生活支援サービス

提供に向けた取組や認知症対策を進め、高齢者福祉の充実を図ります。

○障がい児・者の保健及び福祉の向上及び増進

- ①障がい児・者が地域で安心して生活できるように相談支援体制や障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。
- ②障がい者の社会的・経済的な自立を推進するために、各関係機関と連携し、就労支援の推進、一般就労移行への支援に努めます。
- ③学校や社会福祉協議会と連携し、福祉教育やボランティア活動の推進に努め、障がいに対する理解促進に努めます。

○地域の保健及び福祉の向上及び増進

- ①子どもから高齢者までのあらゆる世代で健康づくりが推進できるよう、防災・健康拠点施設を活用した健康教室の充実を図ります。
- ②各種健康診査、各種予防接種事業について、きめ細やかな受診勧奨と情報提供を行います。
- ③こども家庭センターにおいて、ライフステージに応じた健康診査や相談、訪問等を実施し、こどもの発育や発達、育児等についての助言を行うとともに育児不安の軽減を図り、安心して育児ができるよう支援します。

○少子化対策に係る結婚支援

少子化の進行を抑制し、次世代の担い手を確保するために、独身者の出会いの支援や新婚生活を始めようとする世帯への経済的な支援等に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 障害児入所施設			
	(2) 認定こども園	昭和こども園施設設備改修事業	市	

		<p>合を予定しており、持続して安全な教育・保育環境を提供する必要があるため、既存施設を改修して活用している施設や周辺環境等を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設及び周辺環境等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設及び周辺環境等を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(放課後児童クラブ環境改善・長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 少子化や保護者の就労状況等により多様化するニーズに対応するため、子育て環境の充実と子どもの居場所づくりが必要となっている。</p> <p>②事業の内容 施設及び周辺環境等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 施設を計画的に整備するこ</p>	市	
--	--	--	---	--

	<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>とで、子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るとともに、施設の運用やサービスの効果的な提供が実施可能となり、少子化対策として将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(高齢者施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>昭和デイサービスセンターにおいて、高齢者が安全に利用できるよう施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	
	<p>健康づくり</p>	<p>(健康増進施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>トレイクかたがみにおいて、利用者が安全に利用できるよう施設や体力増進のための設備を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p>	<p>市</p>	

	<p>その他</p>	<p>②事業の内容 施設や設備を計画的に維持・修繕・更新することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設や設備の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(結婚支援補助金事業)</p> <p>①事業の必要性 婚姻に伴う経済的負担を軽減することで結婚を後押しし、少子化の進行を抑制する必要がある。</p> <p>②事業の内容 新婚世帯の新生活に係る費用等の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 過疎地域で新婚生活を始めようとする世帯の経済的負担が軽減されることで、結婚を前向きに考える者が増加し、少子化の進行が抑制され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>補助金</p>
	<p>基金積立</p>	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のた</p>	<p>市</p>	

	(9) その他	<p>め、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	
--	---------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

8. 医療の確保

地域住民の健康と命を守るため、市内医療機関との連携体制の充実を図るとともに、二次医療圏の救急病院（秋田厚生医療センター）への支援を継続し、安心して医療を受けられる地域医療体制づくりを推進します。

（1）現況と問題点

過疎地域の地域医療については、住民が地域で医療を受けられる環境が整備されています。現状を維持して安心して日常生活を送ることができるよう、救急医療体制への支援を継続する必要があります。

（2）その対策

- ①「市医療行政推進連絡協議会」及び「市歯科医療推進連絡協議会」を定期的を開催し、市と市内医療機関が保健福祉行政や医療等について相互理解を深め、現状や課題等の話し合いや意見交換を行います。
- ②地域の医療機能の確保と維持を図るため、救急医療等の不採算分野を担う公的病院（秋田厚生医療センター）に対し、運営に要する経費を補助する。

（3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の 確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇) その他			
	(2) 特定診療科に係る診療施設 病院 診療所			

	<p>巡回診療車(船)</p> <p>その他</p> <p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>自治体病院</p> <p>民間病院</p> <p>その他</p> <p>基金積立</p> <p>(4) その他</p>	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

9. 教育の振興

学校教育については、ふるさと教育を推進するとともに、家庭や地域等との連携・協働を図りながら、学校における教育活動全体を通じてふるさとへの愛着を持ち、確かな学力・豊かな心・健やかな体を備えた子どもを育成します。また、質の高い教育を行う上で必要な人的配置、学校・家庭・地域の連携・協働の推進、教育環境の整備、通学支援等に努めます。

社会教育については、社会構造の変化や経済情勢の変化に伴い市民のニーズは多様化している中で市民一人ひとりが心の豊かさや生きがいを感じ、地域の活性化に結びつくような学習機会の充実、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、活動拠点となっている施設の環境整備を推進します。

集会施設については、地域コミュニティ活動の拠点施設であるため、計画的な整備を図り、効率的な利用を促進します。

社会体育については、地域住民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、多世代交流ができるよう、地域コミュニティと連携しスポーツ活動を推進します。

(1) 現況と問題点

○学校教育

児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進む中であって、学校と家庭、地域住民が力を合わせて学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。

○社会教育等

市民一人ひとりが乳幼児期から高齢期まで生涯にわたり学び、心の豊かさや生活の向上につながるよう、学習機会や場所を提供し、地域にいかせるような取組を進めることが重要です。

図書館では、子どもたちが読書を楽しみ、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけられるよう読書習慣の定着に向けた取組が必要です。

また、それらの活動拠点となっている各施設については、施設や設備が老朽化しているため計画的な改修、修繕が必要です。

集会施設は、地域住民が気軽に集うことができるよう各地域に整備され、自治会や生涯学習活動などに利用されており、地域コミュニティ活動の拠点として大きな役割を果たしています。しかし、多くの集会施設で老朽化が進んでおり、施設の充実や効率的な利活用を図るため、計画的な改修や修繕、施設の統廃合などを進める必要があります。

○社会体育

市民一人ひとりが心身ともに健全な生活を送るために、生涯スポーツの更なる普及・定着を図る必要があります。

地域の活性化を図るために、スポーツを通じて、交流人口と関係人口の拡大、地域の活性化につながる取組が必要です。

市民の交流の場となっている各施設については、施設や設備が老朽化しているため計画的な改修や修繕が必要です。

(2) その対策

○学校教育

- ①学校運営協議会制度の充実を図り、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。
- ②学校教育環境適正化検討委員会を設置し、児童生徒にとって良好な教育環境を確保するため、適正な学校規模や学校配置について検討します。
- ③スクールバスを運行し、豊川地区（昭和地域）に居住する児童の安全な通学等を確保します。

○社会教育等

- ①ライフステージに応じた学習ニーズの把握や現代的課題の解決につながる学習の充実を図ります。
- ②県や県教育機関・民間機関等と連携しながら、地域の資源や人材を活用した学習機会の提供に努めます。
- ③図書館では地域が抱える課題と向き合うための資料の収集を積極的に行います。
- ④生涯学習施設や図書館等の総合的な整備、計画的な維持管理により生涯学習基盤の確立を図ります。
- ⑤集会施設の改修や修繕、統廃合など必要な整備を実施し、地域コミュニティ活動の拠点施設としての利活用の促進を図ります。また、安全性が確保できない施設については解体撤去を検討します。

○社会体育

- ①誰もがスポーツに関心を持ち、親しむことができるようニーズやライフステージに対応した教室を開催するなど活動の場の提供に努めます。
- ②体育施設の統廃合も含めて、管理運営の適正化や効率的な施設活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	大豊小校舎改修事業	市	
		飯田川小校舎改修事業	市	
		羽城中校舎改修事業	市	
	屋内運動場	大豊小屋内運動場改修事業	市	
		飯田川小屋内運動場改修事業	市	
		羽城中屋内運動場改修事業	市	
	屋外運動場			
	水泳プール			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート	大豊小学校スクールバス車両更新	市	
	給食施設			
	その他			
(2) 幼稚園				
(3) 集会施設、体育施設等 公民館	市民センター昭和館改修事業	市		
	市民センター飯田川館改修事業	市		
集会施設	野村集会所改修事業	市		

		荒長根集会所改修事業 大郷守集会所改修事業 飯塚第2自治会館改修事業	市 市 市	
	体育施設	昭和体育館耐震対策及び改修事業 飯田川体育館耐震対策及び改修事業	市 市	
	図書館			
	その他			
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	幼児教育			
	義務教育	(学校給食施設等長寿命化事業) ①事業の必要性 学校給食は、地域の農業や食文化への理解を深め、食べ物の大切さやバランスの良い食事の習慣を学ぶ場となっており、安全で衛生的である必要があるほか、少子化に加え昨今の物価高騰による影響を最小限に抑える必要がある。 ②事業の内容 学校給食の実施に必要な調理場の施設・設備を計画的に改修・更新する。 ③事業の効果 安全で衛生的に行われる学校給食を通じて、地域の農業や食文化への理解が深まり、	市	

	<p>高等学校</p> <p>生涯学習・スポーツ</p>	<p>地産地消が推進され、地域の活性化や産業振興に寄与し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公民館長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 潟上市市民センター昭和館及び飯田川館は、地域の生涯学習活動の拠点施設であるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(図書館長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 潟上市図書館昭和分館は、地域の読書・学習活動の拠点施設であるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕</p>	<p>市</p> <p>市</p>	
--	------------------------------	--	-------------------	--

		<p>することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(体育施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 潟上市昭和体育館及び飯田川体育館は地域のスポーツ活動の拠点施設でもあるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
	その他	<p>(集会施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 集会施設は、地域コミュニティ活動の拠点施設であるた</p>	市	

	<p>基金積立</p> <p>(5) その他</p>	<p>め、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 教育の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
--	----------------------------	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

10. 集落の整備

自治会活動やコミュニティ活動振興事業等の自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着感を高める一方、地域の実情に即した自治組織のあり方を検討しながら、市民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、その活動を支援します。

(1) 現況と問題点

コミュニティ活動は、誰もが暮らしやすいまちを形成するための重要な役割を担っており、その活動が活発に行われるためには、地域住民が積極的に参加する必要があります。

少子高齢化や核家族化が進行し、地域における連携・連帯意識が希薄化している中で、高齢者・要支援者や幼少者への支援、防災・防犯など、最も身近な地域問題を地域で解決していくためには、自治会の役割がますます重要になっています。

また、集落のコミュニティ機能の低下や伝統行事の衰退等、集落自体の維持存続が危ぶまれる中、いわゆる「限界集落」と呼ばれる自治会の発生が懸念されることから、これらへの対応が課題となっています。

これまで各自治会組織の運営・活動に積極的に支援を行ってきましたが、高齢化や人口減少により集落の存続が危ぶまれる自治会を把握し、対応する必要があります。

(2) その対策

- ①自治会や地区コミュニティ推進協議会、各種団体等の地域に根付いた活動の支援を充実させるとともに、これからの住民自治のあり方について協議・検討を進め、自主的な地域づくりを推進します。
- ②自治会等の自治組織の枠組みについて、整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めます。
- ③地域との懇談の場を通じて、市政の状況を伝えるとともに、地域課題の解決に向け、問題意識の共有を図ります。
- ④自治会等が行う自主的な地域づくり活動に、住民一人ひとりが関心をもって参加できるよう地域活動の必要性を積極的に啓発します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	<p>(地域コミュニティ支援事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域は、人口減少、高齢化の進展により集落機能が低下しつつある。このため、地域力の維持発展を図り、社会情勢等の変化に適応できる地域コミュニティを構築（再構築）する必要がある。</p> <p>②事業の内容 地域自治組織（自治会・コミュニティ推進協議会・自治会長連合会）の円滑な運営及び地域づくり活動を支援する。</p> <p>③事業の効果 人口減少、高齢化が進む地域住民の元気の維持・創出や地域同士の交流による一体感の醸成、ひいては、地域住民の自立化の促進など、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
		<p>(集会施設管理運営費等助成金)</p> <p>①事業の必要性</p>	市	補助金

	<p>基金積立</p>	<p>地域コミュニティを維持し、活性化していくためには、地域住民が集まり、様々な活動や行事を行う集会施設の適正な整備が必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>自治会で所有している集会施設の改修、修繕等に対し、費用の助成を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>当該施設の管理運営費を助成することで、施設の長寿命化が図られ、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に</p>	<p>市</p>	
--	-------------	---	----------	--

	(3) その他	資する。		
--	---------	------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

1 1. 地域文化の振興等

地域の伝統や文化的資産の保存伝承、さらにそれらをいかした地域づくりを図り、市民や地域とともに保存及び活用を推進します。

地域の歴史や文化の周知と情報発信の推進により、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。

(1) 現況と問題点

各種団体の会員数の減少、会員の高齢化や固定化、各分野における指導者や後継者不足が課題となっています。状況の把握を行い、保存・伝承のための支援を実施する必要があります。

各地域に受け継がれた民俗文化、郷土の歴史や先人の文化的活動を示す有形文化財などについて、保存・保護・伝承を図る必要があります。

歴史的資源を後世に伝承するための資料館等の施設は、建物や設備が老朽化しており、計画的に整備していく必要があります。

(2) その対策

- ①地域の芸術文化協会加盟団体や芸能文化団体などの自主的な活動を支援するとともに、活動拠点の環境整備に努めます。
- ②歴史的資源を次世代へ伝承するため、記録、保存等を推進します。
- ③文化財を保存・保護・伝承するために、適切な環境を整備・維持します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文 化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	郷土文化保存伝習館改修事業 八郎潟漁撈用具収蔵庫改修事 業	市 市	
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	(文化保存施設長寿命化事業) ①事業の必要性	市	

	<p>地域文化振興</p>	<p>文化財を適切に保存・保護し、郷土の歴史を後世に伝えるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(文化財等の保存保護伝承事業)</p> <p>①事業の必要性 先人から受け継いだ伝統文化の伝承や後継者の育成のため、保存団体等への支援が必要である。</p> <p>②事業の内容 保存団体等へ助成を行うほか、活動拠点場所の環境整備や伝統文化の周知、記録、保存等のために必要な事業を行う。</p> <p>③事業の効果 市と保存団体等が連携し、活動拠点場所の環境整備や伝統文化の周知、記録、保存を</p>	<p>市</p>	<p>補助金</p>
--	---------------	---	----------	------------

	<p>基金積立</p> <p>(3) その他</p>	<p>行うことで伝統文化の伝承や後継者の育成が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
--	----------------------------	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域における新たな産業の振興、循環型社会の形成、自然環境の保全等の観点から再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進を図ります。

(1) 現況と問題点

本市の天王地域においては、沿岸部に大規模風力発電施設が立地していますが、過疎地域においては、一部小規模の太陽光発電施設はあるものの、発電事業としての立地は少ないのが現状です。一般住宅においては、太陽光発電や太陽熱利用が進んでおり、今後は、公共・公用施設への導入についても検討する必要があります。

(2) その対策

過疎地域における新たな産業の振興、非常時の電力確保等のため、地域の特性をいかした再生可能エネルギー普及導入に努めるとともに、循環型社会の形成、自然環境の保全等の観点から省エネルギーの促進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可 能エネル ギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設 (2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利 用 基金積立	(過疎地域持続的発展基金積 立事業) ①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。 ②事業の内容 再生可能エネルギーの利用	市	

	(3) その他	<p>の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>		
--	---------	--	--	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

地球温暖化対策や低炭素社会の構築、環境保全活動の支援や環境教育等を実施することで、地域の自然環境の保全と環境意識の高揚を図ります。

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行により、自然災害や生態系の変化など気候変動の影響が顕在化しており、本市においても、自然環境を保全し、将来にわたり持続可能な社会をつくるための取組が求められています。

(2) その対策

- ①クリーンアップの実施などによる環境保全活動を支援します。
- ②既存の街灯をLEDに更新することにより、CO²の削減に貢献します。
- ③不法投棄を防止するため、環境巡視員と連携したパトロールを強化するとともに、啓発活動を継続的に実施します。また、看板の設置や不法投棄監視員による指導、委託による不法投棄物回収などを実施します。
- ④八郎湖の水質改善を図るため、関係機関と連携し、流入河川を含めた浄化対策を推進するとともに、八郎湖長期ビジョンの周知により地域住民の意識高揚を図ります。
- ⑤地域素材を活用した環境教育プログラムなどを通じて、八郎湖の自然環境に触れ、環境保全に積極的に取り組む子どもたちの活動を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

		<p>を増加させ、将来の地域を担う人材の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域への移住者・定住者に対して、住宅新築に要する費用の一部について支援を実施する。</p> <p>③事業の効果 過疎地域での移住者・定住者の住宅取得により、移住者等の定着が図られることで、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が進み、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(お試し移住体験住宅事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域への移住・定住を促進するために、移住検討者が当該地域での暮らしを体験する場を整備し、将来的移住者の育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域内にある空き家等住宅を活用し、移住検討者が生活体験を行う際の宿泊拠点を確保するため、空き家等の所有者への家賃支払いや移住体験後の修繕や清掃を行う。</p> <p>③事業の効果 過疎地域と移住検討者の交流が図られることや、移住者・定住者の増加により、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が進み、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	<p>が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、過疎地域への移住者等の増加による地域活性化や地域の様々な担い手の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	--	--	---	---

2 産業の振興	基金積立	(過疎地域持続的発展基金積立事業) ①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。 ②事業の内容 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	市	※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	(航空レーザ計測及び森林資源解析事業) ①事業の必要性 過疎地域における重要な地域産業である林業において、国土調査が未実施となっている森林の経営管理事業が進められていない状況であり、早期に事業の再開を実施する必要がある。 ②事業の内容 航空機搭載のレーザースキャナーを用いて、森林資源の解析	市	※当該事業を実施することで、森林境界の明確化・詳細な3次元地形データを効率的に取得し、森林の正確な把握と持続可能な管理が可能となることで、過疎地域における森林経営管理事

		及び未国土調査森林の境界明確化を実施する。 ③事業の効果 森林境界の明確化・詳細な3次元地形データを効率的に取得し、森林の正確な把握と持続可能な管理が可能となることで、過疎地域における森林経営管理事業の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。		業の推進が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。
	観光	(観光関連施設長寿命化事業) ①事業の必要性 人口の流出が進む過疎地域において、地域活性化を図る手段の一つが観光振興であるため、拠点施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。 ②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。 ③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	市	※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。
	企業誘致	(用地取得助成金) ①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致によ	市	補助金 ※当該事業を実施することで、企業の誘致による雇用

		<p>り雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における用地取得に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(設備投資助成金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における工場の新増設に伴う設備投資に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(雇用奨励金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>補助金 ※当該事業を実施することで、企業の誘致による雇用の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>補助金 ※当該事業を実施することで、企業の誘致による雇用の確保、転入の増加が図られ、将来にわたり過疎地域</p>
--	--	---	-------------------	---

<p>3 地域における情報化</p>	<p>基金積立</p> <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化</p>	<p>③事業の効果 地域の商店街等を新たな交流の場とし、シェアオフィス等を整備することは、地域の活性化及び雇用の創出につながるものであり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(防災行政無線施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 地域住民に対して、災害等の情報を迅速に伝えるため、防災行政無線施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能</p>
--------------------	--	--	-------------------	--

<p>4 交通施設の整備、交通手段の確保</p>	<p>基金積立</p> <p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通</p>	<p>施設を計画的に維持・修繕することにより、長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、地域における情報化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 地域における情報化を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(デマンド型乗合タクシー運行事業)</p> <p>①事業の必要性</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、過疎地域の交通空白地</p>
--------------------------	---	---	-------------------	---

		<p>過疎地域の交通空白地における高齢者等の日常的な交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域の交通空白地において、デマンド型乗合タクシーの効率的な運行を実施する。</p> <p>③事業の効果 デマンド型乗合タクシーの運行により過疎地域の交通空白地における高齢者等の日常的な交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(駅周辺環境整備事業)</p> <p>①事業の必要性 JR 奥羽本線の快適な鉄道利用に資するため、駐輪場などの周辺環境の整備に努める。</p> <p>②事業の内容 駐輪場などの駅周辺施設を計画的に整備し、長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 駐輪場などの駅周辺施設を整備することで、市民の利便性が向上し定住促進にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(市道等長寿命化事業)</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>における高齢者等の日常的な交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、駐輪場などの駅周辺施設が整備され市民の利便性が向上することで、定住促進につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施すること</p>
--	--	---	-------------------	--

		<p>①事業の必要性 地域住民の利便性や安全性の確保、行政サービスの効率化等の観点から、市道等について計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 市道等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 市道等を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(歩道等整備事業)</p> <p>①事業の必要性 日常生活に密接に関わり利用されている道路について、地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、計画的な歩道等歩行者空間の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容 区画線及びグリーンベルト施工により歩道及び歩道部の幅員を再設定し、通行車両の速度抑制対策等を実施する。</p> <p>③事業の効果 通行車両の速度低下により、歩行者の安全・安心が確保され、</p>	市	<p>で、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、通行車両の速度低下により、歩行者の安全・安心が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	--	---	---	---

5 生活環境の整備	基金積立	<p>将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	<p>(斎場長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 今後も増加が予想される火葬業務に対応するために、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p>	市	※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎

		<p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公営住宅長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 住民が安全に安心して生活できる居住環境を確保するために、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	<p>地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
	危険施設撤去	<p>(公共施設解体事業)</p> <p>①事業の必要性 人口減少や老朽化等による公共施設の統廃合、移転により未利用の公共施設が増加している。住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、倒</p>	市	<p>※当該事業を実施することにより、未利用の公共施設の適正管理が図られることで、住民の安全・安心が確保され、将来にわたり過疎</p>

	<p>防災・防犯</p>	<p>壊や飛散、火災等を未然に防止しなければならないため、未利用の公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去する。</p> <p>③事業の効果 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、住民の安全・安心が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(空き家対策事業)</p> <p>①事業の必要性 高齢化の進行や人口減少等により空き家の更なる増加が懸念されることから、空き家の適正管理を推進し、危険な空き家の解体撤去を支援していく必要がある。</p> <p>②事業の内容 空き家解体撤去補助金の活用により危険な空き家の解消を図る。また、所有者不明の空き家については市で代執行により解体を行う。</p> <p>③事業の効果 空き家の倒壊等の危険が除去され、安全・安心に暮らせる地域社会の実現につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することにより、空き家の倒壊等の危険が除去され、安全・安心に暮らせる地域社会の実現につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	--------------	--	----------	--

<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>基金積立</p> <p>(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉</p>	<p>交通事故の未然防止が図られ、交通事故のない安全・安心に暮らせる地域社会の実現につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(認定こども園等長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 昭和こども園と若竹幼児教育センターが令和9年度に統合を予定しており、持続して安全な教育・保育環境を提供する必要があるため、既存施設を改修して活用している施設や周辺環</p>	<p>市</p> <p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能</p>
--------------------------------------	--	---	-------------------	--

	<p>境等を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設及び周辺環境等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設及び周辺環境等を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(放課後児童クラブ環境改善・長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 少子化や保護者の就労状況等により多様化するニーズに対応するため、子育て環境の充実と子どもの居場所づくりが必要となっている。</p> <p>②事業の内容 施設及び周辺環境等を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 施設を計画的に整備することで、子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るとともに、施設の運用やサービスの効果的な提供が実施可能となり、少子化対策として将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	<p>となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	---	---	---

	<p>高齢者・障害者 福祉</p>	<p>(高齢者施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 昭和デイサービスセンターにおいて、高齢者が安全に利用できるよう施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	<p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
	健康づくり	<p>(健康増進施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 トレイクかたがみにおいて、利用者が安全に利用できるよう施設や体力増進のための設備を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設や設備を計画的に維持・修繕・更新することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安</p>	市	<p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>

	<p>その他</p>	<p>全確保のほか、施設や設備の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(結婚支援補助金事業)</p> <p>①事業の必要性 婚姻に伴う経済的負担を軽減することで結婚を後押しし、少子化の進行を抑制する必要がある。</p> <p>②事業の内容 新婚世帯の新生活に係る費用等の一部を助成する。</p> <p>③事業の効果 過疎地域で新婚生活を始めようとする世帯の経済的負担が軽減されることで、結婚を前向きに考える者が増加し、少子化の進行が抑制され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>補助金</p> <p>※当該事業を実施することで、過疎地域で新婚生活を始めようとする世帯の経済的負担が軽減されることで、結婚を前向きに考える者が増加し、少子化の進行が抑制され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
	<p>基金積立</p>	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的</p>

<p>7 医療の確保</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立</p>	<p>源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</p>	<p>(学校給食施設等長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、安全で衛生的に行われ</p>

	<p>生涯学習・スポーツ</p>	<p>学校給食は、地域の農業や食文化への理解を深め、食べ物の大切さやバランスの良い食事の習慣を学ぶ場となっており、安全で衛生的である必要があるほか、少子化に加え昨今の物価高騰による影響を最小限に抑える必要がある。</p> <p>②事業の内容 学校給食の実施に必要な調理場の施設・設備を計画的に改修・更新する。</p> <p>③事業の効果 安全で衛生的に行われる学校給食を通じて、地域の農業や食文化への理解が深まり、地産地消が推進され、地域の活性化や産業振興に寄与し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公民館長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 潟上市市民センター昭和館及び飯田川館は、地域の生涯学習活動の拠点施設であるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコ</p>	<p>市</p>	<p>る学校給食を通じて、地域の農業や食文化への理解が深まり、地産地消が推進され、地域の活性化や産業振興に寄与し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	------------------	---	----------	---

	<p>その他</p>	<p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(集会施設長寿命化事業)</p> <p>①事業の必要性 集会施設は、地域コミュニティ活動の拠点施設であるため、施設を計画的に整備し、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 施設を計画的に維持・修繕することにより長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設を計画的に整備し、長寿命化を図ることにより、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>る。</p> <p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
	<p>基金積立</p>	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持</p>

	<p>基金積立</p>	<p>①事業の必要性 地域コミュニティを維持し、活性化していくためには、地域住民が集まり、様々な活動や行事を行う集会施設の適正な整備が必要となる。</p> <p>②事業の内容 自治会で所有している集会施設の改修、修繕等に対し、費用の助成を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>③事業の効果 当該施設の管理運営費を助成することで、施設の長寿命化が図られ、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、安全確保のほか、施設の効果的な運用、費用対効果の高い維持管理によるトータルコストの縮減が可能となり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	-------------	--	----------	---

	<p>基金積立</p>	<p>市と保存団体等が連携し、活動拠点場所の環境整備や伝統文化の周知、記録、保存を行うことで伝統文化の伝承や後継者の育成が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
<p>11 再生可能エネルギーの利用の推進</p>	<p>(2)過疎地域持続的発展特別事業 基金積立</p>	<p>(過疎地域持続的発展基金積立事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p>	<p>市</p>	<p>※当該事業を実施することで、財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来</p>

		<p>再生可能エネルギーの利用の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>		<p>にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>
--	--	--	--	----------------------------